砂川市立病院附属看護専門学校外部評価委員会規程

（設置）

第１条 砂川市立病院附属看護専門学校（以下「本校」という。）に、砂川市立病院附属看護専門学校学則第３６条の規定に基づき、外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条 評価委員会は、本校の運営及び教育活動等の状況について評価及び提言を行い，本校の教育･研究並びに学校運営に関して，より一層の発展に資することを目的とする。

（評価項目）

第３条　評価委員会の評価内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）学校経営

（２）教育課程・教育活動

（３）入学・卒業対策

（４）学生生活への支援

（５）管理運営・財政

（６）施設設備

（７）教職員の育成

（８）広報

（９）地域との連携

(10) 自己点検・評価の検証

２　評価の実施は、毎年度末までに行う。

３　前項の規定にかかわらず、評価委員会による提案及び評価委員会による評価は、前項に定める評価項目の趣旨を損わない限りで、評価項目を簡略化して実施することができる。

４　最終評価の結果は、学校ホームページ等により公表する。

（組織の構成）

第４条 評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから本校の運営に関する見識を考慮して学校長が選考し、委嘱する。

（1）大学等の教育機関の教員

（2）経済界の関係者

（3）本校の所在する地域の関係者

（4）本校に在職した経験を有する者

（5）本校を卒業した者又は大学院を修了した者

（6）前各号に定める者以外に、看護職養成関係に広くかつ高い見識を有する者
２ 委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３ 学校長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名、所属等を、速やかに公表する。
４ 評価委員会には、評価委員会委員長のほか、本校の評価に責任を持つ専任教職員が必要に応じて出席することが出来る。

（委員長及び副委員長）
第５条 評価委員会に委員長及び副委員長１名を置き、委員の互選で定める。
２ 委員長は、委員会の業務を統括する。
３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の運営）
第６条 委員長は、学校長の要請に応じて評価委員会を招集し、議長となる。
２ 委員会は、委員の５分の３以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３ 学校長は、評価委員会において検討されるべき事項、評価を行う年度等について、評価委員会の提案を参酌して委員会に提示するものとする。
４ 評価委員会は、第２条及び第３条に基づいて行われた評価の結果及び改善を求める提言事項を学校外部評価報告書にまとめ、学校長に提出する。
５ 評価委員会は、議事運営上、必要に応じて関係教職員の出席を求めることができる。

（守秘義務）
第７条 評価委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

（事務）
第８条 評価委員会の事務は、本校事務係及び教務係において処理する。

（改廃）
第９条 この規程の改廃は、評価委員会の議を経て学校長の承認を得るものとする。

附 則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。

令和３年度砂川市立病院附属看護専門学校外部評価委員名簿

前職又は現職	任期	現職・元職・関連職
医師	２年	前医師会長
元大学学部長	２年	専門職業人育成学専攻
公立病院看護部長	２年	地域医療機関看護部長
実習指導者講習講師	２年	前 本校副学校長
元小学校校長	２年	本校模擬患者ボランティア